

令和3年和光市議会12月定例会

# 提出議案の概要

和光市

議案第 66 号	訴えの提起について
担 当	長寿あんしん課
<p><b>【目的】</b> 平成26年度の定期巡回サービス情報共有システムの導入委託先であるネクストシェアリング株式会社（旧日本システムサイエンス株式会社）に対し、成果物が納品されずシステムが導入されていないため、支払済み委託料の返還もしくは事業委託料相当額の損害賠償を求める訴訟を提起するものです。</p> <p><b>【内容】</b> ネクストシェアリング株式会社に対し、支払済み委託料1,566万円の返還又は委託料相当額の損害賠償を求める訴訟の提起です。</p>	

議案第67号	和光市総合体育館の管理を行わせる指定管理者の指定について
担当	スポーツ青少年課
<p>【目的】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び和光市総合体育館設置及び管理条例第4条の規定に基づき、和光市総合体育館の指定管理者を指定するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>○施設概要</p> <p>名称 和光市総合体育館</p> <p>所在地 和光市広沢3番1号</p> <p>施設規模 建築面積 5,284.81㎡ 述べ床面積13,050.90㎡ 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 4階建て</p> <p>主な居室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メインアリーナ 1室（2階：1644.54㎡）</li> <li>・サブアリーナ 1室（2階：687.44㎡）</li> <li>・軽スポーツ室 1室（2階：297.36㎡）</li> <li>・トレーニング室 1室（2階：176.44㎡）</li> <li>・研修会議室 1室（2階：96.44㎡）</li> <li>・事務室 1室（2階：55.33㎡）</li> <li>・柔剣道場 1室（4階：514.25㎡）</li> <li>・弓道場 1室（4階：179.07㎡）</li> </ul> <p>○指定管理者の候補者</p> <p>所在地 鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号</p> <p>名称 セイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体</p> <p>代表者職氏名 株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 玉川 文生</p> <p>(代表構成員) 鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号 株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 玉川 文生</p> <p>(構成員) 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 さいたま新都心LAタワー30F 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二</p>	

○指定管理者が行う主な業務

- ・当該施設の利用の許可に関する業務
- ・当該施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- ・体育、スポーツ及びレクリエーションの普及に資する事業の実施に関する業務
- ・当該施設及び備品の維持管理に関する業務

○指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第68号	和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	学校教育課
<p><b>【目的】</b>  教育委員会の定数を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b>  教育委員会定数を54人から56人とします。  増員する職員は、教育委員会事務局学校教育課の指導主事1名及び一般行政職員1名となります。  指導主事は、学校における教育課程や学習指導をはじめ、専門事項に関する事務や指導助言を行う管理職員で、平成20年度から定数が変わらないまま現在に至っています。その間、小学校の新設や特別支援学級等の増設、いじめや不登校などの生徒指導上の問題、さらにはGIGAスクール構想によるICT教育推進など新たな課題への対応も生じています。業務が多岐に渡り対応する指導主事の配置が必要となることから、1名増員するものです。  一般行政職員は、令和4年度以降、給食費の公会計化についてシステム構築などの準備を進め、令和5年度から実施予定のため、対応する職員の配置が必要となることから、1名増員するものです。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和4年4月1日</p>	

議案第69号	和光市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	社会援護課
<p>【目的】 市役所【事業】総点検の結果に基づき、在宅重度心身障害者手当の額を見直します。</p> <p>【内容】 在宅重度心身障害者手当の月額を8,000円から5,000円に改正します。</p> <p>【施行期日】 令和4年4月1日</p>	

議案第70号	和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課
<p><b>【目的】</b>  令和4年度から新倉高齢者福祉センターの行う事業を変更することに伴い、和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 事業に関する規定の改正（第4条第1項第5号）  令和4年度から新倉高齢者福祉センターで行う事業として、老人福祉センター的機能利用者用送迎車両の運行を行うことから、新倉高齢者福祉センターを利用する者の送迎を追加します。</p> <p>(2) 損害賠償に関する文言の改正（第14条第1項）  上記改正に伴い、当該条項に記載される新倉高齢者福祉センターの利用者に関する文言を次のように改正します。  （改正前） 新倉高齢者福祉センターを利用する者  （改正後） 利用者</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和4年4月1日から施行します。</p>	

議案第71号	和光市新倉高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
担当	長寿あんしん課
<p><b>【目的】</b>  地方自治法第244条の2第3項及び和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例第3条の規定に基づき、和光市新倉高齢者福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項に基づき提案するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 指定管理者候補者  ミアヘルサ株式会社  代表取締役 青木 勇</p> <p>(2) 指定管理者が行う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教養の向上及びレクリエーションに関する事業</li> <li>2 老人クラブに関する事業</li> <li>3 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業</li> <li>4 和光市介護保険条例（平成12年条例第25号）第4条第1号の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、規則で定める事業</li> <li>5 新倉高齢者福祉センターを利用するものの送迎</li> <li>6 前各号に掲げるもののほか、高齢者の健康増進及び自立促進を図るために市長が必要と認める事業</li> </ol> <p>(3) 指定管理期間  令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(4) 施設概要</p> <p>名 称 新倉高齢者福祉センター  所在地 和光市新倉一丁目20番39号  施設規模 延べ床面積776.83㎡</p>	



議案第72号	和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課
<p><b>【目的】</b></p> <p>令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が公布されたため、当市においても改正の趣旨に沿った出産育児一時金の減算額の改正を行います。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が施行され、新型コロナウイルス感染症を定義していた条項が削除されたことに伴い、条例の規定を整理するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 出産育児一時金 改正政令の趣旨にあわせ、ただし書き部分の減算額を1.6万円から1.2万円に改正します。</p> <p>(2) 傷病手当金 新型コロナウイルス感染症について定義している部分の条文を改正します。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和4年1月1日</p>	

議案第73号	和光市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	産業支援課

**【目的】**

和光市勤労福祉センターの管理運営について、市役所【事業】総点検の結果を受け、運営を行う指定管理者の指定期間が令和4年3月31日で満了することに伴い、指定管理者制度を廃止し、市が直接運営する方法に変更するとともに、休館日及び開館時間の変更、施設設備の一部廃止等を行いたいため、必要な改正を行います。

**【内容】**

- 1 施設の管理運営について、指定管理者制度を廃止するため、和光市勤労福祉センター条例に規定する指定管理者の指定等及び指定管理者による施設運営に関する規定を削除し、市が直接管理運営する方式に改めます。
- 2 施設の休館日について、新たに毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）を休館日とします。（第5条関係）
- 3 施設の開館時間について、午前10時に開館し午後10時に閉館していましたが、午後9時に閉館することとします。（第4条関係）
- 4 施設の一部設備（アスレチックルーム、浴室）について、これを廃止し、会議室等の貸し室機能に絞るため、アスレチックルームに関する記載、料金を削除します。（第3条、第10条別表関係）
- 5 施設附属設備（放送設備、ポータブルステージ）の料金について、条例施行規則に記載されていたものを削除し、条例に記載します。（第10条別表関係）
- 6 利用料金の表記を、使用料に改めます（第10条関係）。

**【施行期日】**

令和4年4月1日から施行します。

議案第74号	コミュニティ施設の統廃合に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
担 当	市民活動推進課 コミュニティ担当
<p><b>【目的】</b>  吹上コミュニティセンター・出張所と城山地域センターの廃止及び（仮称）白子吹上コミュニティセンター・出張所の開所に伴い、和光市コミュニティセンター設置及び管理条例、和光市地域センター条例及び和光市役所出張所設置条例の改正をするため、地方自治法第96条第1項第1号（昭和22年法律第67号）の規定により、この案を提出するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 廃止する施設</p> <p>(1) 吹上コミュニティセンター・吹上出張所</p> <p>ア 所在地 和光市白子三丁目14番10号</p> <p>イ 構造 鉄筋コンクリート造地下1階付き2階建</p> <p>(2) 城山地域センター</p> <p>ア 所在地 和光市白子三丁目4番55号</p> <p>イ 構造 鉄骨造1階建</p> <p>2 開所する施設</p> <p>(1) （仮称）白子吹上コミュニティセンター・（仮称）白子吹上出張所</p> <p>ア 所在地 和光市白子三丁目8番21号</p> <p>イ 構造 鉄骨造1階建</p> <p>3 その他の改正点</p> <p>コミュニティセンターの利用時間の区分を「午前」、「午後」、「夜間」の3区分から、地域センターと同様に1時間単位に変更します。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和4年4月1日</p>	

議案第75号	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例及び和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
担当	保育施設課
<p><b>【目的】</b>  電磁的記録（パソコン等のメモリ、フロッピー・ディスク、CD-ROM等）・電磁的方法（電子メールを含む）による対応に関する関係省令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）等に伴う関係条例の整理のため改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b>  書面で行うことが規定又は想定されているもの、具体的には重要事項説明書やそれに伴う保護者の同意書等について、電磁的記録で行うことが出来るものとします。  また、事業所内保育事業について、保護者の希望に基づき、引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている時等の場合における連携施設確保の緩和措置等について追加します。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日と同じ</p>	